○総務省告示第二百二十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十二の二第二項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百四十四号（七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十一日

総務大臣　山本　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　［略］	一　［同上］
二　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の無線設備の技術的条件は、任意の一〇〇ミリ秒間における一の送信設備からの送信時間の総和が、一〇・五ミリ秒以下であること。	二　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備の技術的条件は、任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和が、一〇・五ミリ秒以下であること。
三　［略］	三　［同上］
備考　表中の［　］は注記である。	

○総務省告示第二百二十一号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十一日

総務大臣　山本　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）は、次のとおりとする。	三　［同上］
［1～4　略］	［1～4　同上］
5　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の無線設備を使用する端末設備等	5　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備を使用する端末設備等
［四・五　略］	［四・五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百二十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十九年七月二十一日

総務大臣　山本　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第2　周波数割当表 ［1～7　略］ ［第1表　略］	第2　周波数割当表 ［1～7　同左］ ［第1表　同左］

周波数割当表

第2表　27.5MHz－10000MHz

国内分配（MHz）(4)	無線局の目的(5)	周波数の使用に関する条件(6)
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

改正後	改正前
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］